

## 資料 2

「DV被害者支援と児童虐待  
～中長期支援の中で見え  
る子どもたちの現状」

(NPO法人DV防止ながさき  
中田理事長資料)





# 「DV被害者支援と児童虐待 ～中長期支援の中に見える 子どもたちの現状」



中田慶子

NPO法人 DV防止ながさき 理事長

# DV防止ながさきについて

## 活動内容

- ・ 2003年から電話相談、面接相談、公的機関の紹介、同行など
- ・ 2004年より 若い世代への予防教育を開始  
県内の中・高生、大学生等への出前授業を年間約90校、年間で1万～2万人の若者へ実施している（県や自治体、民間の寄付等で実施）
- ・ 2012年より 県の委託事業で、一時保護所退所者等の中長期支援を開始
  - ①ステップハウス(最長1年滞在可)の運営と支援
  - ②自立支援事業（数か月～数年間継続してかかわる）県の単独事業だったが、2020年度から国のパイロット事業で一部補助を受け、「DV被害者総合支援事業」として実施中
- ・ 支援のための人材育成、講座の開催、講師派遣
- ・ 被害者支援の立場から、地域の加害者プログラム実施に協力

HP: [www.no-dv-nagasaki/net](http://www.no-dv-nagasaki/net)

# DVの支援に必要と思われるしくみ

## 1) 初期の相談・支援体制

① 相談、緊急の支援、一時保護等

② 被害者が逃げる前提ではない支援が必要～失うものが大きすぎる

## 2) 被害後の中長期支援

① 離れることを選択した場合の生活再建

② 子どもと母親の傷つきの回復支援、面会交流の課題

## 3) 加害者対策

① 保護命令の期間や要件の拡大

② 加害者の非暴力教育～被害者の安全のために

## 4) 予防教育(義務教育から高等教育まで)

暴力について学び、被害者も、加害者も、傍観者も生まない社会へ

## 【長崎県の取り組み】 以下の四角の黄色の部分でDV防止ながさがきがかかっている事業

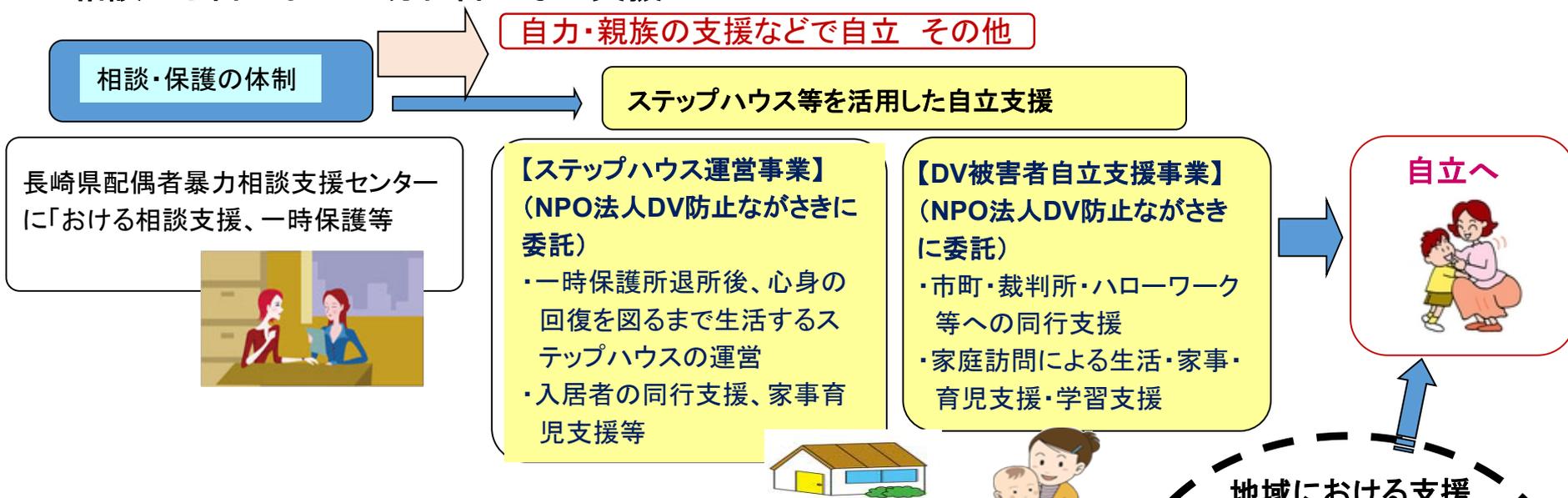
DV対策における「長崎モデル」の推進

※「長崎モデル」とは、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、

NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策。

令和2年から内閣府のパイロット事業として一部予算がついている

### 1. 相談から自立までの切れ目のない支援



### 2. DVを未然に防ぐための啓発とDV被害者の心理ケア

- ・中学生、高校生や社会人を対象に、親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- ・DV家庭で育った子どもへの心理ケア(母子並行プログラムの実施)

#### 地域における支援

- ・市町の福祉サービス
- ・NPO・ボランティアによる被害者や子どもの居場所づくりによる支援
- ・自助グループ活動

## 参考：1 長崎県のステップハウス運営事業での支援

- ・ 県の一時保護所を退所した後、最長1年間滞在できるアパート(4世帯分)。(古い職員公舎を転用)。住所は非公開だが、子どもの通学や通園、本人の就労も可能。
- ・ スタッフ2.5人が常駐(日中・平日のみ)で常時相談ができ、機械警備もあるため、安心して生活ができる。(夜間・土日は電話で理事が対応)
- ・ 日常的な相談、生保等役所への諸手続き、弁護士事務所、裁判所、病院、学校等への同行・同席、託児、カウンセリングなどの支援。
- ・ 次の居住先探し、引っ越し支援、寄付品の提供。
- ・ 退去後は自立支援事業で、必要な期間、支援を継続する。
- ・ 年平均 6～7世帯、10年間で述べ73世帯を支援。

\* スタッフ常駐の効果は大きく、毎日顔を合わせ、雑談もでき、信頼関係が作りやすく、変化に気づける。子どもの様子も把握でき、子どもにとっては、母親以外の信頼できる大人の存在が、大きな安心につながる。

## 参考:2 長崎県の自立支援事業による支援(期間は個人差大)

- 困った時にすぐに連絡できる支援担当者がある安心感。  
(支援者とは専用携帯でつながり、夜間土日でも連絡・相談可能)。
- 常時支援できるわけではないが、一時保護所滞在中からアパート探しや諸手続きに同行したり、生活を始めてからも、学校や役所の手続き、通院、弁護士事務所、裁判所等への同行をすることで、知らない地域での生活のスタートに安心感を持つことが出来る。
- 同じ経験をしたものどうしが、安心して集まれる居場所の提供、レクリエーションの場づくり等。
- 年間20～30世帯を支援、10年間で延べ600世帯にかかわる(濃淡あり)

課題 ①本人の求めに応じて支援員が関わるため、関わり方には限界がある。

手続きの遅れ、ひきこもり、トラブル等への迅速な対応が困難

②学齡児とは顔を合わすチャンスが少ないため、子どもの状況を把握しにくい → いろいろなイベントを企画し、母子での参加を誘うように工夫

# DV 環境にいる子ども

不安

いつ暴力がおきるのか、常にハラハラ、びくびくする

葛藤

両親の間に挟まれ、どちらにも味方できないつらさ

自責

自分や母親が受ける暴力は自分のせいだ、きょうだいや母親を守れなかった など

子どもの毎日



愛情と暴力の区別がつかない。殴るのは愛？

混乱

家で起きていることは誰にも言えない

秘密・孤立

誰も私の気持ちをわかってくれない

母親や周囲が守ってくれない

不信

## 課題① 中長期の支援で見えてくる課題

- 被害者が逃げ隠れする生活で、友人・実家からの支援が得にくく、地域や学校との関係も希薄になり、問題が見えにくい。母からも子からも、エネルギーを奪い、再スタートへの大きな苦労を強いられる。
- 母親は、家を出てしばらくは緊張で元気だが、落ち着いた頃、エネルギーがなくなり心身に故障が出る場合が多い（これは個人差が大）
- 避難後の母親の落ち込み、こどもの葛藤の表出、不登校、きょうだい間の軋轢・暴力、母子間の暴力、ネグレクト、虐待リスクなどは、支援期間、支援者との長期的なかかわりがないと、見えづらい。
- 子どもは、加害者の重しが取れたことで、これまで隠れていた課題を表に出してくる。（きょうだいの不仲、親への不満、見逃されてきた発達の遅れや障害、不登校、などが表面化 →これに母親が対応する余力がないと困難が増す）
- 保護命令へのハードルが高い場合が多く、児童扶養手当受給ができないので、離婚成立までの長期間、経済的に困難が生じる。

## 課題② 子どもへの支援

- 面前DVで児相へ通告はされるが、児相が継続的にすべてのケースに対応する余裕はない。
- 長年の暴力の見聞きの影響で、解決方法を暴力にしか見いだせない子どもも多い。攻撃性、うつ、PTSD症状 など
- 一時的に子どもの保護が必要でも、現状の児相では、虐待や性虐待での保護、性非行での保護、暴力・万引きなどでの保護、親の都合、といった、さまざまな状況の子どもたちとの共同生活になり、子どもたちの不安は大きく、悪影響もある。子ども・親双方に児相の一時保護への偏見等も根強い。児相の環境整備、人手の充実が望まれる。
- 母子双方への心理教育の継続的な必要性 ～ 母子並行プログラムは、自分だけではない、自分が悪いのではないと思え、暴力以外の選択肢も学べ、たいへん有効だと実感しているが、学校や就労で忙しい母子の日々の中で、定期的にグループ活動に親子で通ってくる時間の確保は難しい。また実施団体側も、会場やスタッフ数の確保、予算など、ハードルが高い。

## 課題③ 以前の学校生活を継続できないことの影響

- 子どもは新しい学校や地域になじめず、また避難や離婚に納得いかず、安全のための措置にも、秘密を抱えていることへの不安、不満がある
- 転校後の学校に馴染めず、うしろめたさ、恥ずかしさなどを感じているため、「どこからきたの?」「何で引っ越したの?」という子ども同士の何気ない会話が、子どもを追い込むことも多い。不登校により、学習が遅れ、さらに学校へ行きづらくなる。生保家庭等対象の学習支援にも参加しにくい事が多い。そのため、個別やグループでの学習支援を行っている。
- 学校や保育園での作品が上手で、展覧会に選ばれても、目立つのが怖く、出展をやめたり、名前を変えて出展するなど。部活で活躍すると、新聞に載ったりTVに映る。学校や保育園のHP、卒業アルバムに写真をどうするか、など、細かいことに気を遣わねばならず、ストレスの多い日々である。

## 課題④ DV被害者支援と児童虐待担当の連携

- 情報共有、合同ケース会議の必要性  
子どもがいる場合、女性支援担当と児童支援担当の情報共有は必須。  
目立った虐待などがなければ、DVの一時保護では児相の継続的なかわりではなく、DVの一時保護所退所後の児相の訪問等もないのが実情。
- 児相がかかわっても、一定期間問題がなければケースは「終結」となり、訪問などもなくなり、中長期にかかわる体制にはなっていない。人的な限界がある。
- 児相が母親へ聞き取りをするときは、どうしても、子どもの安全という視点でのききとりになり、母親は批判されていると受け取りがち。女性相談と重複して聞き取りする事項も多く、女性支援と児童担当の同席など、情報共有と役割分担が必要。
- 被害女性の「同伴児」という位置づけでなく、実際に被害を受けたり、暴力の見聞きの影響を受けた子ども、長期的な見守り、積極的なケアが必要な子どもたちであるという位置づけが必要。

## 課題⑤ 面会交流について

- 面会交流は、裁判官、調停員がどういう考えの持ち主かによって左右され、子どもが虐待被害者という認識が乏しい。親に会うことが幸せという価値観、養育費をもらうのだから面会を、子どもの福祉のため、などといわれてしまい、拒否できない。
- 仲介機関のFPICは九州には福岡しかなく、しかも1年間しか使えない。他の民間団体もできてはいるが、費用が高く、やはり1年程度である。実家などが仲介できない、子どもから居場所がバレるなどのリスクを考えると、恐怖があり、安心して交流させられない。しかし、現実には面会交流の義務化とも受け取れる調停結果が増えている。
- 家庭裁判所で面会交流を勧めるのであれば、家裁の関与などで、安全な面会方法や場を制度として確立してからであるべき。
- 子どもから父親を奪いたくないと思って離婚を我慢してきて、その結果、精神的にも疲弊した母親に、さらに負担を強い、子どもにも、同居親、別居親双方に対して気を遣い、精神的な緊張を強いるのは、子の福祉に適うとはいいがたい。

## 課題⑥ 母子支援のしくみの不足

- 県によって、自治体によって、母子生活支援施設の整備状況はまちまちであり、そのスタッフの数や支援体制もばらつきが大きい。
- 長崎県の場合、長崎市に母子支援施設があるが、浴室、トイレ、キッチン  
は共同であり、プライバシーが乏しい。しかも、県内に2自治体しか母子支援施設がない現状で、十分な見守りは困難。
- 生活保護、子育て支援の担当者との連携も、本人が相談をしない限り、課題が共有されず、支援の必要性が理解されないことが多い。
- DV 被害の母子も含め、プライバシーが守られた上で、必要な相談支援、子育て支援、学習支援といった支援が得られ、就労しながら、もしくは心身の病気の治療をしながら、居住できるような場所が、各自治体にたくさんあって欲しい。
- 母子支援の場が少ないことが、母子の心身の安定や早期の経済的自立の妨げになっている。